

『オンライン妊産婦・乳幼児健康相談』を始めました

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、自宅から安心して相談いただけるよう、オンラインによる健康相談を始めました。保健師、管理栄養士、歯科衛生士が相談に応じます。

対象者 妊産婦及び乳幼児の保護者

実施日時 平日 午前9時～午後4時(1回の相談時間は30分程度)

※事前申込制

オンライン健康相談とは

オンライン会議アプリ（ZOOM）を利用して、自宅などでインターネットを通して映像や音声のやりとりが行えます。お互いの顔が見えるので、安心してご相談いただけます。



ご利用方法は、市ホームページをご覧ください。

水の国 支えるかなめ「浄化槽」

10月1日は浄化槽の日

私たちの暮らしから出る汚れた水を浄化することで地域の水環境を守っている浄化槽。浄化槽の設置・管理などについて定めている浄化槽法が昭和60年10月1日に施行されたことを記念し、毎年10月1日を「浄化槽の日」としています。

■浄化槽の設置

浄化槽を設置する場合は、「浄化槽設置届出書（通知書）」を提出する必要があります。

■浄化槽の設置補助

公共下水道が整備される見込みのない地域などで浄化槽を設置する方に対して、設置費用の一部を補助（予算上限あり）しています。補助を受けるには、対象地域や建物用途などの要件を満たす必要があります。設置を検討している方は、設置工事前に上下水道課へ相談ください。

■浄化槽の維持管理

浄化槽は、維持管理を怠ったり使い方を間違ったりすると悪臭が発生します。次の3つの義務を守り、浄化槽の適正管理・使用に努めましょう。

①保守点検 ②清掃 ③水質に関する検査（法定検査）

※3つの義務を個々に契約するわずらわしさがなく、かつ料金も割引される「らくらく一括契約（らくらく協議会・☎058-276-0306）」という制度もあります。

■浄化槽の廃止・撤去

建物の解体などで浄化槽を廃止・撤去するときは、必ず浄化槽の最終清掃（定期清掃ではありません）を実施した後、浄化槽を撤去し「浄化槽使用廃止届出書」を提出してください。最終清掃をしないで汚泥などを地下浸透させたり河川などに放棄したりした場合、不法投棄による処罰の対象になります。

■浄化槽の休止・再開制度

長期間使用しない等で浄化槽を休止したいときは、使用休止のための清掃を実施した後、「浄化槽使用休止届出書」を提出してください。使用が再開されるまでの間、保守点検、清掃及び定期検査の義務が免除されます。再開したいときは、保守点検を実施した後、「浄化槽使用再開届出書」を提出してください。

問 上下水道課（内線336）